

世田谷区以外（在外選挙人名簿登録地以外）での投票について

※世田谷区の在外選挙人名簿に登録されている方へのご案内

投票日当日、指定された投票所に行けない見込みの方や指定された投票所の区域外に滞在または居住している方で、世田谷区で投票ができない見込みの方は、滞在先等で不在者投票ができます。

【不在者投票期間】

公示日の翌日から投票日前日まで

※投票日当日は世田谷区の指定された投票所での投票となります。

【投票方法】

①投票用紙等の請求

別紙「不在者投票宣誓書兼請求書」を記入し、在外選挙人証を同封して、世田谷区選挙管理委員会へ請求してください。FAXでの請求はできません。

※請求先の住所は在外選挙人証の裏面下にも記載してあります。

②投票用紙等の交付

世田谷区選挙管理委員会から希望送付先へ、投票用紙等と在外選挙人証を郵送します。

③投票用紙等送付物一式と在外選挙人証を持参し投票

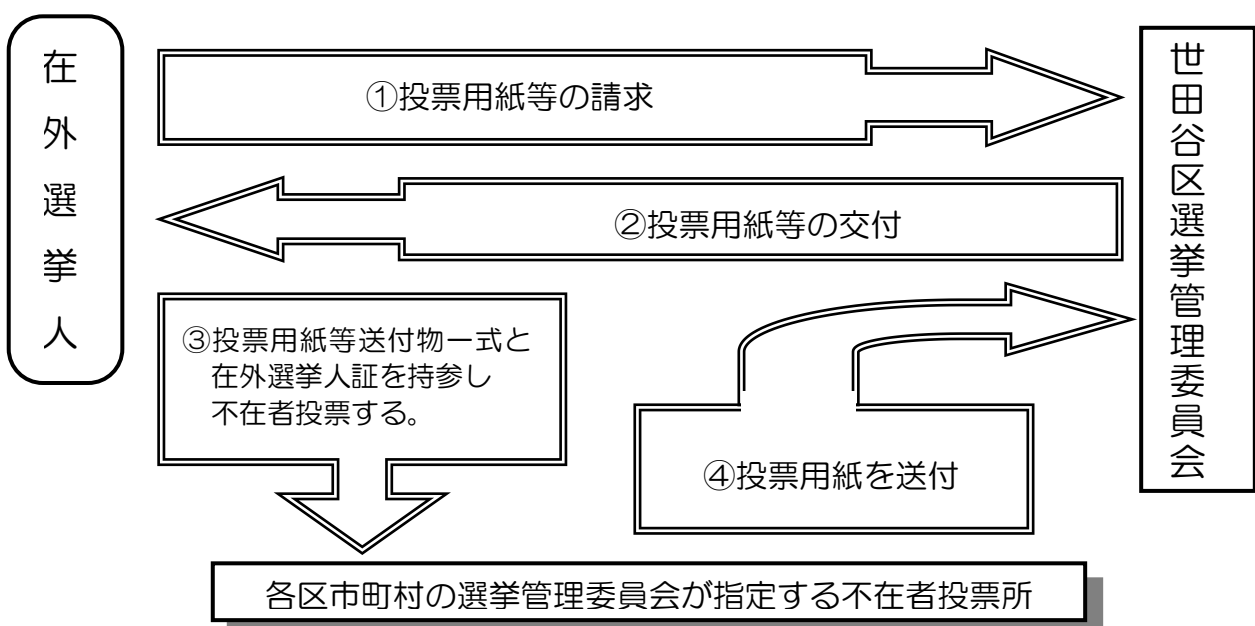
投票用紙等が届いたら、世田谷区選挙管理委員会からの送付物一式と在外選挙人証をお持ちになり、滞在先等の区市町村の選挙管理委員会が指定する不在者投票所で投票をしてください。

※不在者投票所に到着する前に投票用紙等には何も記入しないでください。

※受付場所、期間及び時間については、滞在先等の選挙管理委員会へお問い合わせください。

④投票用紙を送付

投票済みの投票用紙は、不在者投票を行った区市町村の選挙管理委員会から、世田谷区選挙管理委員会へ送付されます。



在外投票用

令和7年 月 日

氏 名		生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日
-----	--	------	-------------------

一時帰国の方	帰国して、現在国内に住所を定めている方
国外の住所（外国語表記）	現住所 都道 府県
住所が外国にあるため	仕事・学業・地域行事・冠婚葬祭などのため
	レジャー・用事などで他の区市町村や区内（指定在外投票区域（※）外）に外出・旅行・滞在するため
	疾病・負傷・身体の障害・出産などにより歩行が困難なため
	帰国後、他の区市町村に居住のため
	天災または悪天候により指定在外投票所へ行くことが困難なため

東京都第6区：第18投票所（城山小学校体育館）

投票用紙等の 希望送付先 （アパート等の名称まで 正確にご記入ください）	〒	—
連絡先電話番号	(	)

受付日 令和7年 月 日

選挙人証 番号	号	選 挙 区	5 区 ・ 6 区
確認事項	投票方法・受理欄・照合欄	投 票	東京都選出・比例代表選出